

小野寺委員の御意見

資料2-4

○堀内委員の御意見(資料2-1)について

堀内先生の御意見は基本的には、後半の2パラグラフを用い、文献の引用をするだけで充分かと思いますが、後半の2パラグラフの書きぶりに関して、コメントいたします。

(堀内委員の御意見:資料2-1抜粋)

BSE 発症末期牛や高リスク牛から摘発されるBSE 感染末期牛では、特定危険部位以外からも BSE プリオンが検出されており、筋肉中(神経枝を含む)の BSE プリオンの存在は否定できない。一方、実験は継続しており成績は限られているが、これまでのところ、牛を用いたバイオアッセイでは、潜伏期にある実験感染牛の筋肉から BSE プリオンは検出されていない。しかし、正確な情報を得るためには、日本で実施されている感染試験を含めて、今後も結果を注視し精査する必要がある。

また、英国ではBSEの発生がピークであった1992年には最も若い例で20ヶ月齢のBSE発症牛が確認されている。しかし、汚染程度の低下にともない、発症までの期間は延長し、最も若いBSE発症牛は、2004年では49ヶ月齢、2005年では38ヶ月齢である。従って、BSE感染牛における月齢とプリオンの体内分布を考える場合、その地域におけるBSEの汚染程度も合わせて考慮する必要がある。

○金子座長代理の御意見(資料2-2)について

特段の意見は有りません。ただし、結論への付帯意見、「輸出規制の条件に脊髄除去の有効性についての科学的検証を加える等の対応が必要である。」については、具体的に何を要求しているのか不明確です。屠体に対するGFAP-ELISAを意味するのであれば、日本で実行していない事を米国に要求する事になります。過剰要求(内外同等以上の要求)の恐れが有りますので、削除した方が良いと思います。

○2.3サーベイランスによる検証 検査技術の検証と比較

「従って、米国のサーベイランス結果については、我国で実施しているWB法のようなより感度の高い方法を用いれば、」とありますが、一次検査に同じBioRad ELISAを用い、摘発数は変わらないため、「我が国で実施しているWB法のようなより感度の高い方法を用いれば、」を削除すべきと思います。

○2.2暴露・増幅のリスクの比較 飼料規制

「米国、カナダの方が日本より数倍高いと予想される」とされているが、「数倍」の根拠がなければ「高い」とすべきではないか。

○2.4生体牛リスクの総括

「悲観的には10倍くらい高い可能性が考えられる」とされているが、前段(数倍)の文章との整合性が取れない。「高い可能性が考えられる」で良いのではないか。

○生体牛、肉骨粉・油脂による侵入リスク

これも、米国におけるBSE発生リスクを問題にしています。生体牛は、肉骨粉に加工され、BSE発生リスクを高めることから、特に生体牛のリスクを重く見る必要は無いのではないか。肉骨粉量に換算して、輸入肉骨粉量と合算して評価すべきではないか。

2.1 日本と米国・カナダの侵入リスクの比較、2.4 生体牛リスクの総括が、問題になると思います。